|  |  |
| --- | --- |
| 防災業務実施状況チェック表細目（自衛防災組織） | |
|  | 具体的に確認する事項 |
| イ 特定防災施設が、次の(ｱ)から(ｳ)までに定めるところにより設置され、かつ、法第十五条第二項の規定に基づき、設置時届出がされ、消防機関の検査を受けていること  (ｱ) 流出油防止堤にあっては、省令第三条から第六条の規定に従って設置されていること  (ｲ) 消火用屋外給水施設にあっては、省令第七条から第十二条の規定に従って設置されていること  (ｳ) 非常通報設備にあっては、省令第十三条の規定に従って設置されていること | ○ 設置されている特定防災施設等が省令で定める基準に適合しているかを確認するとともに、設置届及び検査の書類を確認する。 |
| ロ 防災要員及び防災資機材等が、次の(ｱ)から(ｽ)までに定めるところにより設置され、かつ、法第十六条第五項の規定に基づき、設置時届出がされていること  (ｱ) 防災要員にあっては、施行令第七条の規定に従って配置されていること  (ｲ) 大型化学消防車、大型高所放水車、泡原液搬送車等にあっては、施行令第八条の規定に従って備え付けられていること  (ｳ) 甲種普通化学消防車にあっては、施行令第九条の規定に従って備え付けられていること  (ｴ) 普通消防車及び小型消防車にあっては、施行令第十条の規定に従って備え付けられていること  (ｵ) 普通高所放水車にあっては、施行令第十一条の規定に従って備え付けられていること  (ｶ) 乙種普通化学消防車にあっては、施行令第十二条の規定に従って備付けられていること  (ｷ) 泡消火薬剤については、施行令第十四条の規定に従って備え付けられていること | ○ 防災要員及び防災資機材等が政令で定める設置基準に従って設置されているか確認するとともに、防災要員及び防災資機材等現況届の書類を再確認する。 |
| (ｸ) 可搬式放水銃等にあっては、施行令第十五条の規定に従って備え付けられていること  (ｹ) 前(ｲ)から(ｸ)までにかかわらず、現に施行令第十六条第一項の規定が適用されて備え付けられている防災資機材等にあっては、引き続き、市町村長の認定を受けた状況で備え付けられていること  (ｺ) オイルフェンス及びオイルフェンス展張船にあっては、施行令第十七条の規定に従って備え付けられていること  (ｻ) 油回収船及び油回収装置にあっては、施行令第十八条の規定に従って備え付けられていること  (ｼ) 共同防災組織に係る防災資機材等及び防災要員にあっては、施行令第二十条の規定に従って備え付けられ又は配置されていること  (ｽ) 共同防災組織を設置した場合における構成事業所の自衛防災組織にかかる防災資機材等及び防災要員にあっては、施行令第二十一条の規定に従って備え付けられ又は配置されていること |  |
| ハ 防災管理者・副防災管理者に対する研修の実施状況に関すること | ○ 防災管理者・副防災管理者の研修の実施状況及び内容について確認。 |
| ニ 防災管理者等の選任（解任）の届出がされていること | ○ 消防本部等に届出されている事項が最新の状態になっているかを確認。 |
| ホ 防災規程に基づき、次の(ｱ)から(ﾁ)までに掲げる事項が適切に行われているとともに、法第十八条の規定に基づき防災規程の届出がされていること | ○ 消防本部等に届出されている事項が最新の状態になっているかを確認 |
| (ｱ) 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務に関する事項 | ○ 防災管理者、副防災管理者が法第17 条の趣旨に添って選任されていること。  ○ 防災管理者にあっては、自衛防災組織の統括、事業所内設備の緊急停止等、緊急措置に必要な決定、指示、措置等を行うことが記載されていること。  ○ 副防災管理者にあっては、防災管理者の補佐、防災管理者不在時の代行等の業務を行うことが記載されていること。  ○ 防災要員にあっては、一般従業員及び協力会社の従業員等の指揮、防災資機材及び特定防災施設の点検整備等を行うことが記載されている |
| (ｲ) 防災管理者、副防災管理者又は防災要員が、旅行又は疾病その他の事故のためその職務を行うことができない場合にその職務を代行する者に関する事項 | ○ 防災管理者、副防災管理者及び防災要員の職務代行者が明確にされていること。  ○ それぞれの代行者の選任が適切であること。 |
| (ｳ) 防災要員の配置及び防災資機材等の備え付けに関する事項 | ○ 防災要員の配置状況が配置図等により明確に記載されていること。  ○ 防災資機材の配置状況が配置図等により明確に記載されていること。 |
| (ｴ) 自衛防災組織の編成に関する事項 | ○ 自衛防災組織の編成が、組織図や編成表等により、具体的なものとなっていること。  ○ 自衛防災組織と共同防災組織及び関係事業所等との関係が明確に記載されていること |
| (ｵ) 防災要員に対する防災教育の実施に関する事項 | ○ 防災要員に対する教育の実施内容（防災意識の高揚、関係法令、その他）が具体的に記載されていること。  ○ 教育に関する年間計画の作成が定められていること。  ○ 教育記録の作成及び保存について定められていること。 |
| (ｶ) 自衛防災組織の防災訓練の実施に関する事項 | ○ 訓練の内容（緊急停止措置、防災資機材の取扱い、通報、避難等）が具体的に記載されていること。  ○ 訓練に関する年間計画の作成が定められていること。  ○ 訓練記録の作成及び保存について定められていること。 |
| (ｷ) 防災のための施設、設備又は資機材等の整備状況及び整備計画に関する事項 | ○ 防災のための施設、設備又は資機材等について、整備計画があり、その整備状況が明確にされていること。 |
| (ｸ) 特定防災施設等及び防災資機材等の点検に関する事  　項 | ○ 点検基準（点検実施日、点検方法、点検周期等）が定められていること。  ○ 点検の結果不備等があった場合の対応等が記載されていること。  ○ 点検記録の作成及び保存について定められていること。 |
| (ｹ) 出火、石油等の漏洩その他の異常な現象が発生した場合における事業所の事業実施の統括管理者の消防機関への通報に関する事項 | ○ 異常現象に該当する事案が明示されていること。  ○ 異常現象が発見された場合に、事業実施の統括管理者から消防機関等へ通報される体制が明確に記載されていること。  ○ 石油コンビナート等防災計画に沿った通報体制となっていること。 |
| (ｺ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における自衛防災組織の防災活動に関する事項 | ○ 異常現象が発生し又は発生するおそれがある場合の防災要員の出動等について定めれられていること。  ○ 石油コンビナート等防災計画で想定される災害種別ごとに、その発生及び拡大防止のための防災活動が定められていること。 |
| (ｻ) 当該特定事業所の主要な施設又は設備を明示した書類又は図面の整備に関する事項 | ○ 石災法及び関係法令に規定される届出、検査等の書類が整備されていること。  ○ 各施設地区の配置状況図並びに石油及び高圧ガスの貯蔵・取扱量が把握されていること。 |
| (ｼ) 防災に関する業務を行う者の職務及び組織に関する事  　項 | ○ 防災に関する業務を行う者の組織が、組織図、編成表等により明確にされていること。 |

|  |  |
| --- | --- |
| (ｽ) 防災規程に違反した防災管理者、副防災管理者又は防災要員に対する措置に関する事項 | ○ 違反者に対する具体的な措置が規定されていること。（防災に関する再教育・社内規定に照らした処分等） |
| (ｾ) (ｱ)から(ｽ)に掲げるもののほか、事業所における災害の発生又は拡大の防止のため自衛防災組織が行うべき業務に関し必要な事項 | ○ 発生した災害の原因究明、再発防止のための措置、防災規程の維持管理等、必要な事項が定めてあること。  ○ 実際に異常現象があった場合における、対応状況の検討及びその結果について関係職員への周知が定められていること。 |
| (ｿ) 特定事業所における災害の発生又は拡大を防止するために必要な自衛防災組織の業務（以下「自衛防災業務」という。）の一部が当該特定事業所の所在する特別防災区域の特定事業者以外の者に委託されている場合においては、当該  特定事業所の防災規程に、(ｱ)から(ｾ)に掲げる事項のほか、当該自衛防災業務の受託者の氏名及び住所（法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地）並びに当該受託者の行う自衛防災業務の範囲及び実施方法に関する事項 | ○ 受託者の氏名及び住所（法人にあっては名称及び主たる事務所の所在地）のほか、自衛防災業務の範囲（社内防災組織のどの範囲を担当するのか？）、及び実施方法（指揮系統等）が明確に記載されていること。 |
| (ﾀ) 省令第二十六条第三項に規定する強化地域（以下「強化地域」という。）に所在する特定事業所  (ﾁ) 省令第二十六条第五項に規定する推進地域（以下「推進地域」という。）に所在する特定事業所 | ○ これらの地域に所在する特定事業所にあっては、省令に規定する事項が具体的に定められていること。 |
|  | |